学校経営推進費運営要領

１　目的

　　この要領は、学校経営推進費実施要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、要綱第４条第1項及び第2項並びに第6条及び第7条に関する手続き等について定めるものとする。

２　支援対象としない学校

次の学校は本事業に応募することができない。

（１） グローバルリーダーズハイスクール

（２） 本事業において過去３年間に支援校であった学校は、「取組みの概要」が同じ事業で応募することができない。

（３） ３（４）に示す「取り組む課題」により他事業で国または府から支援を受けている学校は、応募することはできない。

３　計画書

要綱第４条第１項に規定する計画書を作成するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

（１） 「学校経営計画」（名称を問わず、学校の経営に関して策定され、当該学校等のウェブページにおいて公開された計画を含む。）の中期的目標（３ヵ年）に示された課題であって、（４）に示すＡからDのいずれかに関するものについて、さらに強力に推し進めるための事業計画であること。

（２） 成果を検証するための評価指標として、原則として（４）に示すいずれかの評価指標を設定すること。これ以外の指標も設定できることとするが、（４）に示す指標を含まない場合は、提出締切前に必ず高等学校課学校経営支援Gに相談し、承認を得ること。

（３） 3年間にわたって組織的に取り組む、PDCAサイクルを取り入れた計画とすること。

（４） 「事業目標」、「取組内容」、「取組みの主担・実務者」および「成果の検証方法と評価指標」について、具体的かつ明確に記載すること。

【課題及び評価指標】

* 取り組む課題A　グローバル人材の育成

【評価指標】 ・科学の甲子園等科学系コンテストにおける成績の向上

　・技能五輪等技術系コンテストにおける成績の向上

　・外部機関による英語以外の外国語の検定・能力テスト等の伸び率

・TOEFL iBT（コンプリートプラクティステストも可）30点以上獲得者の割合

・実用英語検定準２級以上合格者の割合

・「TOEIC&TOEIC SW」や「GTEC CBT」の目標スコアの達成率等

* 取り組む課題B　キャリア教育の充実（生徒の希望する進路の実現）

【評価指標】 ・希望進路実現率の向上　　　　・就職率の向上

・国公立大学進学者数の増加　　・難関私立大学進学者数の増加

* 取り組む課題C　授業改善への支援（生徒の学力の充実）

【評価指標】 ・外部機関の客観的学力診断テストにおける学力の向上

・資格取得者数の増加　　・全国的な学力コンクールでの顕彰

* 取り組む課題D　生徒の自立を支える教育の充実（生徒の自立支援）

【評価指標】 ・中途退学率の減少　　　・進級卒業率の向上　　・不登校の減少

・支援学校における児童・生徒、保護者の学校満足度の向上

・支援学校における地域連携と外部への情報の発信

（5） 同一敷地内にある併設校や併置校が合同で計画書を作成することも可能である。

４　選考手続等

要綱第４条第２項に基づく選考手続き等は次のとおりとする。

（１） 第一次選考

第一次選考においては、各校から提出された計画書（以下「計画書」という。）に基づき、書類審査により第二次選考の対象となる学校を決定する。

（２） 第二次選考

第二次選考においては、計画書及び校長等及び教職員によるプレゼンテーションにより選考を行う。プレゼンテーションにおいては、事業実施の目的、内容、見込まれる成果等について、簡潔に説明することとし、1校あたり質疑を含め15分以内とする。なお、必要に応じて、各校は第二次選考の追加審査を受ける場合がある。

（３） 留意事項

選考にあたっては、学校に対する支援内容が重複することのないように、他の事業での支援状況を考慮に入れるものとする。

（４） 結果通知

審査結果については、それぞれの審査が終了次第、各学校に通知する。

（５） 報道発表

支援校の決定があった場合、学校名及び事業内容等について、府教育庁から報道提供を行う。

支援校は報道機関からの取材に対して、学校の教育活動に支障がない範囲内で積極的に対応するものとする。

５　実績の報告及び調査等について

要綱第６条に基づく報告及び第７条に基づく調査等に関する留意事項は次のとおりとする。

（１） 実地調査

支援校に対しては、要綱第７条に基づき、府教育庁教育振興室高等学校課職員（以下「高等学校課職員」という。）又は私学課職員(以下「私学課職員」という。)が現地を訪問し、取組みの状況や年度末の成果見込みについて調査を行うものとする。

（２） 評価報告書

支援校は年度末に取組みの成果を点検し、その結果を踏まえ、改善策等を具体化した上で要綱第６条に基づき評価報告書を作成し、提出するものとする。高等学校課職員又は私学課職員は、評価報告書を踏まえ、必要に応じて支援校に対する指導・助言を行う。

（３） 報告書の公開

前項の報告書は、当該学校等のウェブページにおいて公開するほか、府教育庁のウェブページにおいて広く府民に向け公開するものとする。

附　則

この要領は、平成25年３月25日から施行する。

この要領は、平成26年３月19日から施行する。

この要領は、平成27年３月23日から施行する。

この要領は、平成28年３月18日から施行する。

この要領は、平成28年４月25日から施行する。

この要領は、平成29年３月17日から施行する。

この要領は、平成30年３月29日から施行する。

この要領は、平成31年３月20日から施行する。

この要領は、令和２年３月24日から施行する。